

平成 29 年度

# 全社協会長表彰 推薦事務に関する Q & A

-推薦事務にあたって-

- 本 Q & A は、全社協会長表彰の推薦事務を行うに際し、過去に寄せられた質問、および表彰規程上の文言だけでは具体的解釈が不分明であった事項について、本年度の表彰における具体的な取り扱いを示したものです。
- 推薦書の提出にあたっては、例年、推薦候補者の所属施設・団体が記入した推薦書がそのまま提出されていますが、推薦を行う各都道府県・指定都市社協において、推薦候補者の功績を把握し、記入漏れがないように推薦書の確認をお願いします。
- 表彰事務に際しては、ぜひ、あらかじめ本 Q & A の内容をご確認いただくようお願いいたします。
- 本 Q & A については、推薦を行う各都道府県・指定都市社協用に作成したものですので、外部への配布は原則、控えていただきますようよろしくお願いいたします。

全国社会福祉協議会



# 目 次

凡例：表彰規程における各表彰については、以下、次のとおり省略。

民生委員・児童委員功勞表彰 ⇒ 民生委員・児童委員功勞

社会福祉法人・福祉施設功勞表彰 ⇒ 社会福祉法人・福祉施設功勞

社協・民間団体功勞表彰 ⇒ 社協・民間団体功勞

永年勤続功勞表彰 ⇒ 永年勤続功勞

社会福祉協議会優良活動表彰 ⇒ 社協優良活動

## 1. 各表彰区分共通

---

- 問1 表彰規程第2条第2項第2号において、表彰対象とならない者として、「厚生労働大臣表彰（旧厚生大臣表彰）または同特別表彰を受けた者」が規定されているが、この大臣表彰の範囲は（p.1）。
- 問2 表彰規程第2条第2項第3号において、過去に全社協会長より「社会福祉事業功勞者として表彰を受けた者」は表彰の対象とならないこととされているが、表彰区分が異なる場合も、表彰の対象とはならないのか（p.1）。
- 問3 同じ年度に、全社協会長表彰とともに厚生労働大臣表彰の候補者としての推薦を行うことに問題はないか（p.1）。
- 問4 枠数を超えて推薦することは可能か（p.1）。
- 問5 表彰区分の取り扱いについて、表彰枠数との関係で、現職とは直接異なる他の表彰区分の候補者として推薦することは可能か（p.1）。
- 問6 各表彰区分とも、被表彰者は「現職」であることと規定されているが、この「現職」の定義は（p.1）。
- 問7 「民生委員・児童委員功勞」「社会福祉法人・福祉施設功勞」「社協・民間団体功勞」のいずれにおいても、その要件として、過去に都道府県知事（指定都市市長）表彰もしくは都道府県社協会長表彰を受けていることが規定されているが、本年度、いずれかの表彰を受ける予定である場合は、要件を満たすものとして認められるのか（p.2）。
- 問8 「民生委員・児童委員功勞」「社会福祉法人・福祉施設功勞」「社協・民間団体功勞」のいずれにおいても、「功績顕著な者」であることを要件としているが、この「功績顕著」の解釈は（p.2）。
- 問9 市区町村社協においては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅サービス等多様な事業を実施しているが、これらの事業に従事する職員のうち、とくに功績が顕著と認められる職員の表彰区分は（p.3）。
- 問10 地域包括支援センターの職員については、表彰の対象となるか（p.3）。
- 問11 表彰要件である在職期間の算定に関して、産休・育休期間については在職期間に含めてよいか（p.3）。

問 12 指定都市のある道府県において、「社会福祉法人・福祉施設功労」の候補者が所属する法人の本部が指定都市内にあり、4月1日時点で勤務している施設が指定都市外にある場合、道府県社協と指定都市社協のどちらが当該候補者の推薦者となるのか (p.4)。

問 13 社会福祉法人・福祉施設功労、社協・民間団体功労の在職期間の算定にあたり、「役員」としての在任期間と「職員」としての在職期間を通算することができるか (p.4)。

## 2. 表彰区分別

---

### <社会福祉法人・福祉施設功労表彰（表彰規程第4条）関係>

問 14 今般、改正された表彰規程第2条第1項第2号における「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象範囲は (p.4)。

問 15 これまで対象外とされていた社会福祉法人が経営する「居宅介護支援事業所」、「子育て支援センター」、「グループホーム」等の職員は対象となるか (p.5)。

問 16 社会福祉法人に勤務している職員は全職種とも対象となるか (p.5)。

問 17 障害者自立支援法施行に伴う障害者福祉施設ならび児童福祉施設に係る留意点は (p.5)。

問 18 表彰の対象となる「公立の社会福祉施設の職員」については、「専任職員に限る」とされているが、具体的な範囲は (p.5)。

問 19 在職年数の要件に関して、施設職員は複数の施設での在職期間を通算することが可能か (p.6)。

問 20 公立施設に勤務していた者が民間施設に移った場合、在職期間の通算は可能か (p.6)。

問 21 幼保連携型認定こども園は、「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象施設となるか (p.6)。

### <社協・民間団体功労表彰（表彰規程第5条）関係>

問 22 表彰の対象となる「民間社会福祉団体」の具体的範囲は (p.6)。

問 23 複数の社協または民間社会福祉団体の勤続年数を通算することは可能か (p.7)。

問 24 社協と他の団体との合併が行われた場合や、他の団体の事業が社協に移管された場合、合併前または事業移管前の団体における勤続年数は通算することが可能か (p.7)。

問 25 地区社協の役員は表彰の対象となるか (p.7)。

問 26 市区町村社協役員の在任期間の算定に際して、法人化がなされる前の期間については在任期間に含めてよいか。また、市区町村社協の役員となる前に、当該市区町村内

の地区社協の役員を務めていた場合、その期間を通算することは可能か (p.7)。

問 27 都道府県社協における運営適正化委員会委員、市区町村社協における苦情解決に係る第三者委員等は、社協の「役職員」として表彰対象となるか (p.8)。

問 28 社協以外の組織に属するホームヘルパーを推薦する場合、表彰の区分は社協・民間団体功労でよいか (p.8)。

問 29 里親会の職員は対象となるか (p.8)。

#### ＜永年勤続功労表彰（表彰規程第 6 条）関係＞

問 30 定年退職後、嘱託職員として引き続き施設に勤務している者については、「現職」として表彰対象者となるか (p.8)。

問 31 永年勤続功労の推薦にかかる勤務年数の算定について、複数の法人における社会福祉施設勤続年数を通算することはできるか (p.8)。

#### ＜社協優良活動表彰（表彰規程第 8 条）関係＞

問 32 「社協優良活動表彰」の対象となる、社協の範囲、活動内容等の具体的要件は (p.9)。

### 3. 感謝

---

問 33 全社協会長「感謝」の対象となる者（個人・団体）の具体的要件は (p.9)。

【別表】平成 29 年度全国社会福祉協議会会長表彰 社会福祉施設一覧

【参考】障害保健福祉施策に関する旧法における障害者福祉施設一覧

## 1. 各表彰区分共通

問1 表彰規程第2条第2項第2号において、表彰対象とならない者として、「厚生労働大臣表彰（旧厚生大臣表彰）または同特別表彰を受けた者」が規定されているが、この大臣表彰の範囲は。

(答)

大臣表彰については、毎年11月の全国社会福祉大会で行われる表彰に加え、民生委員大会や社会福祉施設関係種別協議会の記念大会で実施される大臣表彰（特別表彰）など、社会福祉関係の大臣表彰すべてを含みます。

問2 表彰規程第2条第2項第3号において、過去に全社協会長より「社会福祉事業功労者として表彰を受けた者」は表彰の対象とならないこととされているが、表彰区分が異なる場合も、表彰の対象とはならないのか。

(答)

表彰区分が異なる場合（民生委員・児童委員功労、施設功労、社協・民間団体功労、永年勤続功労および記念大会等における会長特別表彰のいずれとも）であっても、過去に表彰を受けている場合には、表彰の対象者とはなりません。

ただし、「社会福祉協議会優良活動表彰」は特定の個人を表彰するものではなく、社協の特定の「活動」を表彰するものであるため除きます。

問3 同じ年度に、全社協会長表彰とともに厚生労働大臣表彰の候補者としての推薦を行うことに問題はないか。

(答)

差し支えありません。

平成28年度より、前年度以前の厚生労働大臣表彰受章者を表彰対象外とし、当年度における厚生労働大臣表彰候補者については、本会会長表彰の受章を妨げないものとします。

問4 枠数を超えて推薦することは可能か。

(答)

枠数が定められている「表彰区分」においては、枠数を超えた推薦は認められません。枠数内での推薦順位を推薦書にご記入のうえ、ご推薦ください。

平成27年度まで厚生労働大臣表彰と重複して推薦される方がいる場合のみ、表彰対象外となる可能性があるため、枠数を超えた推薦を「補欠推薦」として受け付けていましたが、上記問3のとおり、当年度における重複推薦・受賞が可能となりましたので補欠者の推薦は受け付けません。

問5 表彰区分の取り扱いについて、表彰枠数との関係で、現職とは直接異なる他の表彰区分の候補者として推薦することは可能か。

(答)

現職とは異なる他の表彰区分による推薦は認められません。

たとえば、施設経営を目的とした社会福祉法人を、「民間（社会福祉）団体」と位置付けて「社協・民間団体功労」枠で推薦することは認められません。あくまで「社会福祉法人・福祉施設功労」枠でご推薦ください。

問6 各表彰区分とも、被表彰者は「現職」であることと規定されているが、この「現職」の定義は。

(答)

各区分とも、推薦年度の4月1日（本年度の表彰については、平成29年4月1日）現在、現に該当する表彰区分の職種において現職であり、その後も継続してその職種に従事している者を対象としています。

それゆえ、その前日（3月31日）をもって退職している場合には、表彰の対象とはなりませんのでご留意ください。

なお、4月1日時点では現職であったものの、病気等のために4月2日以後に退職した場合、また死亡した場合には、当年度の表彰の対象として認められます。

問7 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間団体功労」のいずれにおいても、その要件として、過去に都道府県知事（指定都市市長）表彰もしくは都道府県社協会長表彰を受けていることが規定されているが、本年度、いずれかの表彰を受ける予定である場合は、要件を満たすものとして認められるのか。

（答）

規定上、「過去に表彰された者」と明示されており、本年度の予定者は認められません。本年度の表彰を受けたい場合は、次年度以後ご推薦ください。

ただし、下記にあるような特殊事情がある場合には、特例として当該年度の表彰対象とすることもありますので、個別に全社協総務部までご照会ください。

<特殊事情>

- ① 定年のために本年度での退職が決まっている場合（再雇用もない場合）。
- ② 病気等により、今後の復職がきわめて困難であると推察される場合。

問8 「民生委員・児童委員功労」「社会福祉法人・福祉施設功労」「社協・民間団体功労」のいずれにおいても、「功績顕著な者」であることを要件としているが、この「功績顕著」の解釈は。

（答）

表彰規程第2条でいう「功績顕著」とは、都道府県（指定都市）における社会福祉事業の向上・発展のために貢献されていることを念頭としており、それを裏付ける意味で、県（市）段階においても功績顕著により知事等の表彰を受けていることを要件としています。

推薦にあたっては、長期勤続者に対する「永年勤続功労」との差異を明らかにし、その選考の公正を期すため、具体的な功績を推薦者に記載していただいています。

例年、

- ・ 「長期にわたり勤続し、法人の発展に貢献した」
- ・ 「勤務態度が良好である」
- ・ 「他の職員の模範となっている」

といったことのみを推薦理由（功績）として記載している推薦書がみられますが、こうした内容のみでは功績顕著の理由として不十分であり、審査の対象とすることはできません。

具体的な記入の視点として、下記のとおりです。

#### 【民生委員・児童委員功労】

- ① 民生委員・児童委員として県（市）下での活動実績と民児協において組織発展に貢献する取り組みや業績、
- ② 行政や社協等が設置する福祉関係の委員会や検討会などに委員として参画するなど、地域や県域の福祉推進への貢献、
- ③ 民生委員・児童委員、民児協の活動以外で、地域に根ざした取り組みや功績

#### 【社会福祉法人・福祉施設功労】

- ① 所属する組織において組織の発展やサービスの向上に貢献する取り組みや業績、
- ② 所属する組織を通じて、行政や社協等が設置する福祉関係の委員会や検討会などに委員として参画するなど、地域や県域の福祉推進への貢献、
- ③ 種別協議会における役員歴や同研修会等での研究発表、また地域に根ざした取り組みや活動等、その専門性を生かした活動に関する功績

#### 【社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労】

- ① 所属する社協・団体等において、組織に貢献する取り組みや業績、
- ② 所属する組織を通じて、行政や社協等が設置する福祉関係の委員会や検討会などに委員として参画するなど、地域や県域の福祉推進への貢献、
- ③ 社協・所属団体以外の場における地域に根ざした取り組みや功績

原則として、①の記入のみでは不十分であり、②③の功績について記入されていることを審査の要件とします（①のみで認められるのは、とくに功績抜群と認められる場合のみ）。

なお、「社会福祉法人・福祉施設功労」や「社協・民間団体功労」については、県種別協組織や推薦元法人等に推薦書の記入を依頼されているケースも見受けられますが、「記入上のポイント」、「記入例」を同封しておりますので、記入者にご提示ください。

例年、具体的な功績の内容が未記入・不分明な推薦書も多く、この場合、都道府県・指定都市社協に功績の確認や追加記入（再提出）をお願いすることになりますので、推薦書提出時には、都道府県・指定都市社協において上記の功績内容の記載について十分ご確認くださいませようお願いします。

**問9 市区町村社協においては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅サービス等多様な事業を実施しているが、これらの事業に従事する職員のうち、とくに功績が顕著と認められる職員の表彰区分は。**

（答）

介護保険制度や障害者保健福祉施策のもとで、市区町村社協においては多様な事業が展開されていますが、こうしたサービスに従事する職員については、その所属が社協であることに基づき、「社協・民間団体功労」の対象者として整理することとします。児童館等受託施設の職員も同様です。

各表彰区分の枠数の算定にあたっては、各区分の従事者数を基礎としており、社協の職員数については、ホームヘルパー等の居宅サービス従事者や受託経営の福祉施設従事者数をも「社協・民間団体功労」枠の従事者数に参入しています。

なお、「社協・民間団体功労」に関して、社協が行うホームヘルプサービスに従事するホームヘルパーについては、ホームヘルプサービスが市区町村社協が先駆的に取り組んできた事業でもあることから、各県とも表彰要件を満たすホームヘルパーが存在する場合は、ぜひ積極的にご推薦ください（功績の記入にあたっては問8をご覧ください）。

**問10 地域包括支援センターの職員については、表彰の対象となるか。**

（答）

社協が運営を受託している地域包括支援センターの職員の場合、「社協・民間団体功労」の区分で推薦いただくことが可能です。

また、社会福祉法人が運営する地域包括支援センターの職員については、平成28年度全社協会長表彰より「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象となり、推薦いただくことが可能です。

一方、自治体が運営する地域包括支援センターの職員については、同センターは社会福祉法（第2条）において社会福祉事業として規定されておらず、また、老人福祉法に基づく「福祉施設」の位置付けにもないことから、本会会長表彰の対象者とはなりません。

**問11 表彰要件である在職期間の算定に関して、産休・育休期間については在職期間に含めてよいか。**

（答）

私的事由による休職を除き、産前・産後休暇（産休）、育児休業、就業規則で認められた部分休業や介護休暇等については、在職期間に含めていただいて結構です。

なお、これに該当しない場合は全社協総務部まで個別にご照会ください。

休職・休暇等の区分	在職期間算定上の取り扱い
1. 私的事由による休職	在職期間に 含めない
2. 産前・産後休暇（産休）	同 含める
3. 育児休業	同 含める
4. 就業規則で認められた部分休業や介護休暇等	同 含める

問 12 指定都市のある道府県において、「社会福祉法人・福祉施設功労」の候補者が所属する法人の本部が指定都市内にあり、4月1日時点で勤務している施設が指定都市外にある場合、道府県社協と指定都市社協のどちらが当該候補者の推薦者となるのか。

(答)

この場合、4月1日時点で現職として勤務している施設のある指定都市の社協が推薦者となります。

なお、4月1日時点で現職として勤務している施設や法人本部が指定都市外である場合は、道府県社協が推薦者となります。いずれの場合においても、推薦にあたっては、道府県および指定都市社協においてご相談のうえ、ご推薦ください。

問 13 「社会福祉法人・福祉施設功労」、「社協・民間団体功労」の在職期間の算定にあたり、「役員」としての在任期間と「職員」としての在職期間を通算することができるか。

(答)

社会福祉法人・福祉施設功労、社協・民間団体功労については、在職期間の算定にあたり、役員歴と職員歴を通算することはできません。

例えば、職員としての勤務年数が10年、理事（施設長兼務）が5年、合わせて15年であっても、期間通算は認められません。この場合、職員歴でみれば施設長としての5年間を含めて15年、役員歴では5年にすぎず、最短でも施設長としてあと5年勤務し、職員としての20年の要件充足が必要となります。

## 2. 表彰区分別

### <社会福祉法人・福祉施設功労表彰（表彰規程第4条）関係>

問 14 表彰規程第2条第1項第2号における「社会福祉法人・福祉施設」の対象範囲は。

(答)

平成28年度より、表彰対象範囲を、従来の福祉施設の役職員に加え、福祉施設以外の業務に従事している社会福祉法人の職員を追加しました。

社会福祉法人・福祉施設功労の対象要件は、

- ・社会福祉法人の役職員の現職であること。あるいは、社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員の現職であること。
- ・在職年数要件として、社会福祉法人の役員は15年以上、社会福祉法人の職員および社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員は20年以上であること。
- ・過年度において、都道府県知事（指定都市にあつてはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

であり、従来の「福祉施設の役職員」から、「社会福祉法人全体の理事、監事、評議員および職員、社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員」といたしました。

社会福祉法人の役職員と社会福祉法人以外の法人等が経営する社会福祉施設の職員においては、下記のとおり表彰要件が異なります。

永年勤続功労表彰における社会福祉法人・福祉施設の役職員の考え方についても、社会福祉法人・福祉施設功労と同様とします。

(1) 社会福祉法人の役職員の対象要件は、

- ① 現職であること。
- ② 在職期間が、社会福祉法人の役員は15年以上、社会福祉法人の職員は20年以上であること。
- ③ 過年度において、都道府県知事（指定都市にあつてはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

であります。

推薦書に使用する所属・施設コードについては、本会で取りまとめた「別表：社会福祉施設一覧」をご使用ください。現職の所属先が、「別表：社会福祉施設一覧」に記載がない場合は、「0402 社会福祉法人職員」をご使用ください。

(2) 社会福祉法人以外の法人等が経営する福祉施設の職員の表彰要件は、

- ① 現職であること。
- ② 在職期間が、福祉施設の職員として20年以上であること。
- ③ 過年度において、都道府県知事（指定都市にあってはその市長を含む。）または都道府県社会福祉協議会会長から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

であります。

社会福祉法人以外の法人等の職員については、原則、「別表：社会福祉施設一覧」に示す社会福祉施設に在職していることが要件となります。

**問 15** これまで対象外とされていた社会福祉法人が経営する「居宅介護支援事業所」、「子育て支援センター」、「グループホーム」等の職員は対象となるか。

(答)

対象となります。

社会福祉法人の職員であれば、「居宅介護支援事業所」、「子育て支援センター」、「グループホーム」などの福祉施設以外の事業所等に勤務している場合であっても、表彰対象となります。

なお、社会福祉法人以外が経営する「居宅介護支援事業所」、「子育て支援センター」、「グループホーム」等については、福祉施設に該当しないため、「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象となりません。

**問 16** 社会福祉法人に勤務している職員は全職種とも対象となるか。

(答)

社会福祉法人の職員であれば、職種（保育士、看護師、事務員など）は問いません。

**問 17** 障害者自立支援法施行に伴う障害者福祉施設ならび児童福祉施設に係る留意点は。

(答)

社会福祉法人の職員の場合は、上記のとおりすべて対象となります。それ以外の法人等の職員で、障害者自立支援法におけるサービス体系（新体系）に移行した事業所に所属している場合は、

①当該事業所が、新体系への移行前に「参考」（本 Q&A 最終頁）に示す社会福祉施設に該当していたか

②「別表」あるいは「参考」に示す社会福祉施設での在職期間要件を充たしているかの2点に基づき「社会福祉法人・福祉施設功労」の推薦、審査を行うこととなります。

新体系に移行した施設の職員に関して、移行の前後とも各福祉法に規定される社会福祉施設に在職していた場合は期間通算が可能です。

ただし、推薦時点においては「別表」に示す福祉施設に在職していても、当該施設が新体系への移行前は「参考」に示す福祉施設に該当しない事業所（法律上の小規模授産施設として認められていない小規模作業所等）であった場合には、当該事業所での在職期間が20年を超えていても「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象とはなりません。

【参考】障害保健福祉施策に関する旧法における障害者福祉施設一覧

**問 18** 表彰の対象となる「公立の社会福祉施設の職員」については、「専任職員に限る」とされているが、具体的な範囲は。

(答)

公立の福祉施設について、その施設の種類は別表に定めるもので民間の場合と共通です。また、ここでいう「専任職員」とは、当該施設に常勤する施設長、事務員、直接処遇職員等です。

例年、福祉事務所、保健福祉センター、保健所、児童相談所、障害者更生相談所等の福祉関係現業機関に勤務する職員が推薦される例がみられますが、これらの現業機関職員は表彰の対象にならないのでご留意ください（これらの職員は、厚生労働省大臣表彰の対象）。

行政が運営する地域包括支援センターの職員についても同様です。

問 19 在職年数の要件に関して、施設職員は複数の施設での在職期間を通算することが可能か。

(答)

「社会福祉法人・福祉施設功労」において、福祉施設の職員として功績顕著な者を推薦する場合は、複数の施設での在職期間を通算することは可能です。(同一法人が経営する複数の施設、または法人が異なる複数の施設、いずれについても期間通算は可能です。)

問 20 公立施設に勤務していた者が民間施設に移った場合、在職期間の通算は可能か。

(答)

施設功労については、経営主体にかかわらず、社会福祉施設での勤務を評価するものであり、公私施設間での在職年数の通算は可能です。

問 21 幼保連携型認定こども園は、「社会福祉法人・福祉施設功労」の対象施設となるか。

(答)

幼保連携型認定こども園については、社会福祉法第二条三項二号の二に規定されている社会福祉施設であるため、現職要件においては、対象となります。また、認定こども園の法人格は問いません。

ただし、勤続期間の算定にあたって、幼稚園が認定こども園に移行した場合は、幼稚園における勤続期間は通算できません。

#### <社協・民間団体功労表彰(表彰規程第5条)関係>

問 22 表彰の対象となる「民間社会福祉団体」の具体的範囲は。

(答)

都道府県(指定都市)全体を活動範囲とし、法人格を有し、第1種もしくは第2種社会福祉事業を実施している団体を基本とします。

「社協・民間団体功労」の被表彰者の枠数算定の基本的な考え方は、社協枠1名および民間団体枠1名を基本とし、これに市区町村社協の職員数に応じた加算を行っています。

それゆえ、被表彰者の属する団体については、都道府県(指定都市)全域を活動対象とする規模をもつほか、特定の有志の者が設置する団体ではなく、幅広い者の参画により運営される団体を念頭に置いています。

この民間団体の取り扱いについては、各都道府県社協間でも推薦にあたりかなりの差異がありますので、ぜひ下記の点についてご留意ください。

具体的な要件としては、

① 原則として法人格を有していること、

② 第1種もしくは第2種社会福祉事業を実施していること、

③ 都道府県(指定都市)全域を活動範囲とするなど、一定の広がりを持つとともに、県民(市民)全体の福祉向上に貢献していること、

④ 毎年度、継続して活動を展開していること、  
があげられます。

なお、市町村域の団体の役職等を通算することはできませんので、「経歴概要」欄につきましては、都道府県(指定都市)全域を活動範囲とする団体の役職等の記入および在職期間の通算をお願いします。

加えて、昨今、小規模作業所(旧法において小規模通所授産施設として認められていないもの)を設置する保護者の会を民間団体として、その代表者を推薦されるケースもみられますが、この場合は社会福祉事業の実施団体ではないこと、また活動区域が当該施設のみであり、また利用者も限定され、県(市)内の不特定多数の者の社会福祉の向上に取り組む団体とは言い難いため、「社協・民間団体功労」の対象とはしていません。

なお、法人格を有しない団体を推薦する場合には、当該団体の概要がわかる資料として、パンフレット（事業案内）もしくは規程、前年度の事業報告・決算書を添付してください。

また、次の団体については、表彰の対象外としていますのでご注意ください。

- ① 共同募金会
- ② 都道府県・市区町村の老人クラブ（連合会）
- ③ 婦人会、子ども会、断酒会等、社会福祉事業に直接該当しない活動を行う団体

**問 23 複数の社協または民間社会福祉団体の勤続年数を通算することは可能か。**

（答）

従来、複数の社協、複数の民間社会福祉団体の勤務年数の通算を認めていませんでしたが、当該候補者に関して、複数の社協あるいは複数の民間社会福祉団体での勤務経験が、現職における功績にとって大きく関係していることが考えられることから、平成28年度から以下の取り扱いを原則としています。

- ①複数の社協での勤続年数：通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を含む）
- ②複数の民間社会福祉団体での勤続年数：同種の社会福祉事業を実施する団体間の場合に限り、通算を認める。
- ③社協、民間社会福祉団体間での勤続年数：当該社協・団体間の合併や事業移管等による場合に限り、通算を認める（自己都合による退職、再就職の場合を除く）。

**問 24 社協と他の団体との合併が行われた場合や、他の団体の事業が社協に移管された場合、合併前または事業移管前の団体における勤続年数は通算することが可能か。**

（答）

社協と他の団体との合併および他の団体から社協への事業移管のいずれの場合においても、合併前または事業移管前の団体における勤続年数と、合併後または事業移管後の社協における勤続年数が連続している場合は、社協の勤続年数として通算することが可能です。

なお、推薦書の記入に際しては、合併前または事業移管前の団体での役職歴と合併後の社協での役職歴をご記入ください。

**問 25 地区社協の役員は表彰の対象となるか。**

（答）

組織の実態と継続的な活動が担保されている場合（予算、事業計画に基づき継続的に活動が行われている場合）には、表彰対象として認めます。

本表彰の対象となる地区社協（市区町村社協の内部に設置される地区、校区等を単位とした任意設置の社協）は、①役員や財政等組織の実態が担保されていること、②毎年度継続した活動実績が担保されていることが条件です。

それゆえ、地区社協の役員を「社協・民間団体功労」の候補者として推薦される場合には、当該地区社協の概要がわかる資料（パンフレット（加入案内）や前年度の事業報告・決算書など）を添付してください。

**問 26 市区町村社協役員の在任期間の算定に際して、法人化がなされる前の期間については在任期間に含めてよいか。また、市区町村社協の役員となる前に、当該市区町村内の地区社協の役員を務めていた場合、その期間を通算することは可能か。**

（答）

法人化がなされる前の期間については、法人化された社協と同様、組織体制や活動実態が伴っている社協の場合には在任期間に含めることができます。

また、地区社協についても同様に、前問にあるように組織の実態と継続的な活動が担保されている場合には、在任期間に含めていただいて結構です。

問 27 都道府県社協における運営適正化委員会委員、市区町村社協における苦情解決に係る第三者委員等は、社協の「役職員」として表彰対象となるか。

(答)

運営適正化委員会委員、苦情解決事業に係る第三者委員等は、社協の役職員とはいえ、表彰の対象とはなりません。

日常生活自立支援事業や苦情解決事業に係る運営適正化委員会委員や第三者委員などは、その職責の重さは別として、社協やサービス利用者双方からも中立である「第三者性」がきわめて重要とされることから、これらの者を社協の「役職員」とすることには課題があり、表彰の対象とはしていません。

問 28 社協以外の組織に属するホームヘルパーを推薦する場合、表彰の区分は社協・民間団体功労でよいか。

(答)

行政直営の事業として実施されているものでないホームヘルプサービスの場合は、基本的に「社協・民間団体功労」の候補者として推薦することは可能です。

ただし、社協・民間団体功労の趣旨は、所属する社協（民間団体）の発展への貢献を通じて県（市）内福祉の充実への功績を表彰するものであるため、当該ホームヘルプ事業が団体の中核的な事業となっていることが重要です。また、同様の趣旨で他団体に所属している期間との勤続年数の通算はできません。

なお、事業移管等、従事者本人の意思によらない場合の転籍については、期間通算等を認め会長表彰の対象とする場合もありますので、全社協総務部まで個別にご照会ください。

問 29 里親会の職員は対象となるか。

(答)

里親会は社会福祉事業の実施団体ではありませんが、社協の構成組織となっている場合も多いため、県内の社会福祉の発展・向上に寄与していることや、そして当該候補者の実績等が表彰要件を満たしていることが確認できれば、都道府県または指定都市の里親会の役職員を「社協・民間功労」表彰の候補者としてご推薦いただくことができます。

したがって、里親であっても里親会の団体役職員として、都道府県内の児童福祉の活動に寄与した者を対象とするものであり、里親としての功績をもって表彰対象とするものではありません。

#### <永年勤続功労表彰（表彰規程第6条）関係>

問 30 定年退職後、嘱託職員として引き続き施設に勤務している者については、「現職」として表彰対象となるか。

(答)

常勤職員と同様の勤務実態にある嘱託職員については、表彰の対象となります。

永年勤続の在職要件は 30 年以上であることから、施設職員などの場合、定年退職を迎える場合も想定されます。

そのため、定年退職後継続して勤務する嘱託職員についても、常勤職員と同様の勤務実態を有する者の場合には、表彰の対象となります。

なお、常勤職員等同様の勤務常態にない（例えば週 3 日勤務など）非常勤職員については、表彰規程第 7 条第 5 項第一号の算定方法を用いて勤務年数を算定してください。

問 31 永年勤続功労の推薦にかかる勤務年数の算定について、複数の法人における社会福祉施設の勤続年数を通算することはできるか。

(答)

社会福祉法人・福祉施設の役員・職員に対する永年勤続表彰は、同一法人で長期に渡り社会福祉法人・福祉施設の業務に従事し、わが国社会福祉の発展に貢献した者の表彰することをその趣旨としており、原則として同一法人内の勤続年数を通算するものとし、複数法人間の勤続年数を通算することはできま

せん。なお、「社会福祉施設」および「役員・職員」の範囲については、推薦実施年度の「全社協会長表彰推薦事務に関する Q&A」の「社会福祉法人・福祉施設功労」に関する Q&A 記載の考え方に準じるものとします。

社協および民間社会福祉団体の役職員についても、同様に複数の法人の勤続年数を通算することはできません。

なお、法人の合併等、特別な事情がある場合は、あらかじめ全社協総務部にその取り扱いについて照会してください。

#### ＜社協優良活動表彰（表彰規程第8条）関係＞

問 32 「社協優良活動表彰」の対象となる、社協の範囲、活動内容等の具体的要件は。

（答）

対象となる社協は、郡市区町村社協のほか、組織体制等が確立されている地区社協についてもその対象とすることができます。また、市町村合併に伴い、旧市町村域を活動範囲とする社協支所における活動も当面は表彰の対象とすることとします。市町村社協の支所を推薦する場合は、社協名を「〇〇社協〇〇支所」のように記入してください。

社協支所の活動を推薦される場合には、当該活動が表彰規程上明記されているように、旧社協の時代を含め3年以上継続して実施され具体的成果をあげていること、合併後の現在も継続して実施されていることが要件となります。

「社協優良活動表彰」は、他の表彰区分とは異なり、個人ではなく社協の活動内容を表彰するものです（当該社協の組織・事業の総体を表彰対象とするものではなく、社協の個別の活動（複数の事業であっても相互の関係性が具体的であり、一つの活動として捉えることができる場合は可）が対象です）。各都道府県・指定都市で1社協のみの推薦としているように、各縣市を代表するような、また、社協活動として模範となるような内容、実績を上げている活動・事業であることが求められます。

したがって、推薦書は都道府県・指定都市社協において記入いただくことを前提としています。記入にあたっては、事業の概要にとどまらず、①事業の先駆性、独自性、②当該サービスの経年での利用実績等、他の社協の範となっている内容を具体的にご記入いただくとともに、推薦者としての都道府県・指定都市社協からみた事業の評価をご記入ください（推薦書の「推薦理由」欄を必ず記入のこと）。

また、推薦案件たる事業の名称に関しては、「地域福祉活動全般」「在宅サービス事業」などといった抽象的なものではなく、活動内容を表す具体的な事業名をご記入ください。

近年、「地域福祉活動計画の策定」といった推薦がされるケースが見受けられますが、計画の策定そのものは住民に対する直接的な支援活動ではありませんので、対象外となります。

なお、推薦にあたっては、推薦書の「推薦案件」欄に具体的な事業名・活動名を記載するとともに、また、当該活動の内容がわかる参考資料（当該事業のパンフレット、具体的な事業報告、地区社協の場合には会員規程等組織の概要がわかるもの等）を必ず添付してください。

例年、推薦書の記載が不十分であり、何が特筆すべき活動内容なのか不明確なため、再提出をお願いするケースがかなりみられます。推薦書の記載にあたっては、以上の点を十分に踏まえたうえで、ご記入いただくようにお願いします。

この社協優良活動表彰は、優良な特定の活動を表彰するものであり、平成10年度まで実施していた「優良社会福祉協議会」の表彰を受けた社協であっても、推薦対象とすることが可能です。

### 3. 感謝

問 33 全社協会長「感謝」の対象となる者（個人・団体）の具体的要件は。

（答）

表彰規程第12条にある「感謝」の具体的な要件は、

① 当該事業が全国規模、もしくは国際的視野に立った社会福祉の増進に関する活動であり、その功

績が顕著であること

- ② 全社協の事業に対する協力で、とくに功績が顕著なものに加え、平成 28 年度より、
  - ③ 都道府県・指定都市社協の事業等の発展に貢献していること
  - ④ 当該県・市内の社会福祉の増進に寄与していること
- を追加し、その功績が顕著である個人、団体を対象としました。

具体例としては、社協・ボランティアセンターと連携した地域福祉活動・ボランティア活動、被災地における支援活動などの功績が顕著である個人、団体などを想定しています。当該個人・団体の活動が、一定期間（概ね 5 年以上）、継続して上記①～④に該当するものと認める具体的内容を明記して推薦してください。

ただし、都道府県・指定都市社協への寄付については、対象外とします。  
また、推薦枠数については、各県・市において、1 件とします。

全国社会福祉協議会 会長表彰 社会福祉施設一覧

<p><b>生活保護法による保護施設</b></p> <p>救護施設 更生施設 その他生活保護法による保護施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設</p>	<p><b>児童福祉法による児童福祉施設</b></p> <p>乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 肢体不自由児施設(入所) 肢体不自由児施設(通園) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 児童自立支援施設 知的障害児施設(入所) 知的障害児通園施設 その他児童福祉法による児童福祉施設 助産施設 自閉症児施設 盲ろうあ児施設 児童心理治療施設 児童家庭支援センター 児童厚生施設 障害児入所支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 障害児通所支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所型訪問支援 認定こども園</p>
<p><b>老人福祉法による老人福祉施設</b></p> <p>養護老人ホーム(一般・盲) 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 軽費老人ホーム(A型、B型) ケアハウス 老人デイサービスセンター 通所介護(デイサービス) 老人短期入所施設 短期入所生活介護(ショートステイ) 老人福祉センター 老人福祉センター(特A型、A型、B型) 老人福祉施設付作業所 老人介護支援センター</p>	<p><b>その他の社会福祉施設等</b></p> <p>第1種社会福祉事業たる授産施設 第2種社会福祉事業たる宿所提供施設 盲人ホーム 第2種社会福祉事業たる無料低額診療施設 第2種社会福祉事業たる介護老人保健施設 隣保館 地域福祉センター その他(へき地保健福祉館 へき地保育所・季節保育所 その他事業授産施設 等)</p>
<p><b>身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設</b></p> <p>身体障害者福祉センター(A型、B型) 障害者更正センター 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設 補装具製作施設 盲人ホーム 盲導犬訓練施設</p>	<p><b>売春防止法による婦人保護施設</b></p> <p>婦人保護施設</p>
<p><b>障害者総合支援法による事業等を行う施設</b></p> <p>障害者支援施設 障害福祉サービス事業のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設 地域活動支援センター 福祉ホーム</p>	
<p><b>母子および寡婦福祉法による母子福祉施設</b></p> <p>母子福祉センター 母子休養ホーム</p>	

## 障害保健福祉施策に関する旧法における障害者福祉施設一覧

在職期間の算定にあたり、下記の障害者福祉施設での勤務していた者については、勤務年数を通算することができる（社会福祉施設功労／永年勤続功労者表彰）

### 旧・身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設

- 身体障害者更生施設
  - ・肢体不自由者更生施設
  - ・視覚障害者更生施設
  - ・聴覚・言語障害者更生施設、
  - ・内部障害者更生施設
- 身体障害者療護施設
- 身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）
- 身体障害者福祉センター（A型、B型）、障害者支援センター
- その他身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設
  - ・補装具製作施設
  - ・盲導犬訓練施設
  - ・点字図書館
  - ・点字出版施設
  - ・聴覚障害者情報提供施設

### 旧・知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

- 知的障害者更生施設（入所、通所）
- 知的障害者授産施設（入所、通所）
- 知的障害者小規模授産施設
- 知的障害者通勤寮
- その他知的障害者福祉法による知的障害者援護施設

### 旧・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設

- 精神障害者生活訓練施設
- その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設
  - ・精神障害者授産施設（通所、入所、小規模通所）
  - ・精神障害者福祉工場
  - ・精神障害者地域生活支援センター